

<資料 1>

令和2年8月26日
定例記者会見資料

武蔵野市学習者用コンピュータ導入事業について

国がGIGAスクール構想の実現に向けた予算措置を前倒したことに合わせ、本市として学習者用コンピュータを活用していくために、市立小中学校に通う児童生徒に1人1台のタブレット端末を貸与するとともに学校内で使用できる環境を整備します。

補正額 6億8764万4千円

■目的

国のGIGAスクール構想の実現に向け、子どもたち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境を整備するとともに、第三期武蔵野市学校教育計画で掲げる施策「情報活用能力の育成」における「情報通信技術（ICT）を活用した授業の推進」を実行するため。

■内容

- ・市立小中学校に通う全ての児童生徒が使用する学習者用コンピュータの確保
- ・校内において円滑に学習者用コンピュータが使用できる通信環境の整備

■展開

- ・導入に当たり、教育委員会で「武蔵野市学習者用コンピュータ活用に関する基本的な考え方」を定めた。
- ・基本的な考え方には、指針の制定・内容、教育委員会・学校・保護者の役割、デジタル・シティズンシップ教育の推進についてなどを示し、これらを踏まえ、学習者用コンピュータの活用を図る。
- ・今後の情報化の進展の中でICTを適切・安全に使う資質・能力を育むために、児童生徒が自律的・創造的に学習者用コンピュータを利活用するためのデジタル・シティズンシップ教育を推進する。

■問い合わせ

教育部指導課 0422-60-1253